

○東海村創業者向け事務所等開設支援補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第80号

東海村創業者向け事務所等賃料等補助金交付要綱（平成29年東海村告示第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域で育った創業者が村内において安定的な事業を行えるようにするため、創業者が自ら開設する村内の事務所等に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項の創業者であって、別に定める東海村創業支援等事業計画に基づく特定創業支援を適切に受けたことにより、経営、財務、人材育成及び販路開拓に関する知識を習得した者をいう。

（2） 創業支援期間 法人にあつては、法人設立の日から5年間、個人事業主及び個人事業主から法人化した場合にあつては、開業届を提出した日から5年間の期間をいう。ただし、第5条第1項に規定する申請の日時点で法人を設立し、又は開業届を提出していない場合は、当該申請の日の属する月から法人設立の日又は開業届を提出した日の属する月までの期間（6月を限度とする。）と本文で規定する5年間を合わせた期間をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、村内を基盤として自ら事業を営む創業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東海村創業支援等事業計画に基づく特定創業支援を受けたことによる証明書の交付を受けた後又は東海村産業・情報プラザの創業オフィス及びデスクに1月以上入居し、初めて村内において賃借により店舗、事務所及び工場（以下「事務所等」という。）（仮設、臨時のものその他の設置が恒常的でないものを除く。）を開設すること。
- (2) 村税（東海村税条例（昭和37年東海村条例第12号）第3条の普通税及び目的税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (3) 第6条の規定による補助金の交付決定に係る補助対象期間の満了後おおむね5年間村内において継続して事業を行う予定であること。
- (4) 事務所等が居宅と兼用でないこと。
- (5) 事務所等の貸主が、補助対象者（補助対象者が法人である場合はその代表者）の3親等以内の親族又は補助対象者の経営する会社若しくは当該グループ会社の役員でないこと。
- (6) 週4日以上営業を行うものであること。
- (7) 事務所等を第三者に又貸しする者又は又貸しを目的として事務所等を借り受ける者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助金の額及び補助対象期間は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、東海村創業者向け事務所等開設支援補助金交付申請書（新規・更新・変更）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、2年目以降の申請については、第3号及び第4号

の書類に変更がない場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 創業事業計画書（様式第3号）

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) 開業届の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し）

(5) （更新のみ）直近の決算書（個人事業主であり、かつ、決算書を作成していない場合にあっては、前年の収入及び支出の分かる書類）

(6) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、創業支援期間内に限りすることができる。

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村創業者向け事務所等開設支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（更新）

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、年度を超えて引き続き補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の5月末日までに、第5条に規定する申請書を村長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。

(補助金の変更申請)

第8条 補助決定者は、補助対象期間内において事務所等の賃貸借契約を更新又は変更したときは、遅滞なく第5条に規定する申請書に更新又は変更の内容を明らかにする書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。

(補助金の請求)

第9条 補助決定者は、補助金の交付決定のあった年度の4月から9月までに支払った賃料に係る補助金を前期分として10月に、10月から3月までに支払った賃料に係る補助金を後期分として翌年度の4月に、東海村創業者向け事務所等開設支援補助金請求書(様式第5号)に当該賃料を支払ったことを証する書類を添えて村長に請求しなければならない。ただし、前期分を10月に請求しないときは、当該年度については翌年度の4月に一括して請求することができるものとする。

2 礼金に係る補助金の交付決定を受けた補助決定者は、速やかに前項に規定する請求書に当該礼金を支払ったことを証する書類を添えて村長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 村長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求の内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、東海村創業者向け事務所等開設支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金があると

きは、東海村創業者向け事務所等開設支援補助金返還通知書（様式第7号）により、別に期限を定めて、当該取消しに係る補助金を返還させなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前の東海村創業者向け事務所等賃料等補助金交付要綱第7条により交付決定がされた補助金の補助対象期間については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第18号）

附 則（令和6年告示第105号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の東海村創業者向け事務所等開設支援補助金交付要綱の規定については、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった補助金の交付について適用し、施行日前に初回の申請があった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助対象期間
賃料	申請の日の属する月から当該年	創業支援期間内であつ

	<p>度末までに支払った賃料の合計額（国補助金，県補助金その他の補助金の交付を受けている場合は，合計額からその額を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし，月額賃料1月分につき5万円を限度とする。ただし，13月以降は月額賃料1月分につき3万円を限度とする。</p>	<p>て，初回の申請の日の属する月から起算して24月を限度とする。</p>
<p>礼金</p>	<p>申請の日の属する年度に支払った礼金に2分の1を乗じて得た額とし，10万円を限度とする。</p>	

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費の賃料及び礼金は，補助対象者自らが新規に賃借契約を締結し，契約時から事業を営むために継続して使用する事務所等に係るものに限る。
- 3 「賃料」とは，賃借契約上の月額賃料をいい，共益費，敷金その他の費用を含まないものとする。
- 4 礼金に係る補助金の交付は，補助対象者1人につき1回を限度とする。